

R5 新規事業 有機農業推進事業補助金

有機農業を推進・拡大するため、化学肥料及び化学農薬の使用低減に努め、堆肥等の有機質資源の利活用により、農地の地力増進を図り、環境と安全に配慮した有機農業に取り組む者に対し、必要な経費の一部を補助します。

【補助対象となる経費】

(1) 土壌診断事業：土壌診断に要した経費 必須

「採土時期」採土は作物の生育後期か、収穫直後に行うことが望ましい。間・混作のある場合は施肥後を避け、施肥前に行う。一般には、水田で刈り取り後1ヶ月以内、畑では収穫直後又は収穫直前に採土する必要があります。
 ※長野県肥料価格高騰対策の手引き・改訂版（指導者用）から一部抜粋



(2) 堆肥・有機質肥料活用事業：堆肥の購入費用、有機質肥料の購入費用 選択

①堆肥の購入費用は市内の畜産農家が生産した堆肥※1のみが対象です。

※1「たい肥」の表示票の(例)

- ・ で示した「肥料の種類」の部分に「たい肥」又は「堆肥」の記載があります。
- ・ で示した「名称及び住所」の部分に「伊那市」の記載があります。



肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示	
肥料の名称	〇〇たい肥
肥料の種類	たい肥
届出をした都道府県	長野県
表示者の氏名又は名称及び住所	〇〇センター 長野県 伊那市 〇〇番地
正味重量	〇キログラム(〇リットル)
生産した年月	〇年〇月
原料	豚ふん、わら類、鶏ふん、牛ふん、樹皮
(以下略)	

- 例) ・個人購入であれば牛糞完熟堆肥〇〇円/2tトラック、鶏糞〇〇円/10kg等
 ・販売店※1からの購入であれば豊年萬作有機〇〇円/20kg/ (農) セイブハイコン等

②有機質肥料の購入費用は市内の販売事業者から購入する有機質肥料※2のみが対象です。

※2「有機質肥料」の保証票の(例)

生産業者保証票	
登録番号	生第〇〇〇号
肥料の種類	魚かす粉末
肥料の名称	〇〇魚かす粉末
保証成分量(%)	窒素全量5.0 りん酸全量5.0
正味重量	〇キログラム
生産した年月	〇年〇月
(以下略)	

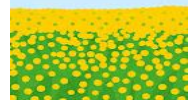
- ・ で示した「肥料の種類」の部分に右表の記載があります。

1 魚かす粉末	15 蒸製皮革粉	29 カボック油かす及びその粉末
2 干魚肥料粉末	16 干蚕蛹粉末	30 どうもろこしはい芽油かす及びその粉末
3 魚節煮かす	17 蚕蛹油かす及びその粉末	31 たばこくず肥料粉末
4 甲殻類質肥料粉末	18 絹紡蚕蛹くず	32 甘草かす粉末
5 蒸製魚鱗及びその粉末	19 どうもろこしはい芽及びその粉末	33 豆腐かす乾燥肥料
6 肉かす粉末	20 大豆油かす及びその粉末	34 えんじゆかす粉末
7 肉骨粉	21 なたね油かす及びその粉末	35 窒素質グアノ
8 蒸製てい角粉	22 わたみ油かす及びその粉末	36 加工家きんふん肥料
9 蒸製てい角粉	23 落花生油かす及びその粉末	37 どうもろこし浸漬液肥料
10 蒸製毛粉	24 あまに油かす及びその粉末	38 食品残さ加工肥料
11 乾血及びその粉末	25 ごま油かす及びその粉末	39 魚廃物加工肥料
12 生骨粉	26 ひまし油かす及びその粉末	40 乾燥菌体肥料
13 蒸製骨粉	27 米ぬか油かす及びその粉末	41 副産動物質肥料
14 蒸製鶏骨粉	28 その他の草本性植物油かす及びその粉末	42 混合有機質肥料

- 例) ・米ぬかペレット〇〇円/15kg/川合肥料、なたね油粕〇〇円/20kg/J-オイルズミルク等
 ・魚粕〇〇円/20kg/日本オーガニック(株)、オーガニック853〇〇円/20kg/(株) ジャパンバイオフィーム等

(3) 緑肥活用事業：緑肥種子の購入費用（自らが採取した種子は除く） 選択

緑肥種子の販売事業者の指定はありませんが、対象となる種子の一覧は以下のとおり。



品 種 名	ソルゴー、麦（小麦、大麦、ライ麦、えん麦）、イタリアンライグラス、セスバニア、ギニアグラス、ペレニアルライグラス、ケンタッキーブルーグラス、グリーンミレット、ヘアリーベッチ、レンゲ、クローバー、クロタラリア、マリーゴールド、ナタネ
----------------------	---

【補助要件】

- ① 土壤診断の結果に基づく土づくりを行い、有機農業に取り組む農業者又は法人で、堆肥、有機質肥料、緑肥等を活用し、化学肥料を低減した栽培をすること。
- ② 市内の自己所有地又は利用権設定された農用地を耕作する農業者又は法人であること。
- ③ 現に生産及び出荷販売をしている又は今後生産及び出荷販売をしようとしていること。
- ④ 対象事業の実施に関して国、県等から他の補助金等の交付を受けていないこと。
- ⑤ 交付申請時に市税及び分担金、使用料その他の歳入を滞納していないこと。

【補助率 3/10 以内】 {土壤診断事業+堆肥・有機質肥料活用事業+緑肥活用事業} × 3/10

※交付申請額は、税込みで千円未満の端数切捨てかつ、上限 5 万円以内

例) {土壤診断事業 3,000 円+堆肥・有機質肥料活用事業 32,600 円+緑肥活用事業 34,500 円} × 3/10 = 21,030 円
→ 21,000 円（千円未満の端数切捨て処理＝交付申請額）

【補助の流れ】

順番	内容	備考
1	土壤診断の依頼 （土壤診断費用の領収書及び土壤診断結果を取得してください。） 業者の例：J Aファームいな竜西店、(株) ジャパンバイオフィーム <u>※土壤診断に基づく土づくりの計画書（様式第3号）を記載ください。</u>	支援対象者→業者
2	堆肥・有機質肥料・緑肥の購入 （購入したことが分かる領収書又は経費明細と引き落としが分かる書類を取得してください。） <u>※1 堆肥は市内の畜産農家が生産したものに限ります。</u> <u>※2 有機質肥料は市内の販売事業者から購入したものに限ります。</u>	支援対象者→業者 or 支援対象者→畜産農家
3	交付申請書兼実績報告書（様式第1号）の提出 （以下、該当する書類を添えて提出してください。） ①業者からの土壤診断費用の領収書及び土壤診断結果の写し ②業者又は畜産農家からの堆肥・有機質肥料・緑肥を購入したことが分かる領収書若しくは経費明細と引き落としが分かる書類の写し ③購入した堆肥・有機質肥料の肥料袋の生産業者保証票等が分かる写真 ④市様式の有機農業推進事業の交付申請に関する同意書（様式第2号）及び土壤診断に基づく土づくりの計画書（様式第3号） <u>※提出の際、1回限りの申請とするため追加の申請はお受けしておりませんのでご注意ください。</u>	支援対象者→市
4	交付決定兼確定通知書 （交付申請書の受付後、審査内容に不備が無ければ予算の範囲内で補助金の交付決定を行います。）	市→支援対象者
5	交付請求書（様式第5号）の提出 （提出から2週間程度のうちに補助金の支払いになります。） ①振込先口座の通帳の写し（通帳表紙の裏面をコピーしてください。）を添えて提出してください。 <u>※この支払いをもって事業完了となる見込みです。</u>	支援対象者→市

申込方法

伊那市農政課窓口又は伊那市 HP にある申請書等に必要事項を記載のうえ、市農政課へ提出してください。

申込期限：令和 5 年 7 月から令和 6 年 2 月末まで ※予算額に達し次第受付を終了いたします。

問い合わせ先（伊那市農林部農政課農業振興係）

電話：0265-78-4111（内線 2413）

E-mail：nos@inacity.jp

HP：詳細は右記 QR コードより

